

長岡工業高等専門学校寄附金経理事務取扱規程

平成18年12月21日 制 定
平成21年 2月16日 一部改正
平成30年 7月25日 一部改正
令和元年 5月15日 一部改正
令和元年 7月30日 一部改正
令和 6年 2月29日 一部改正

(趣旨)

第1条 長岡工業高等専門学校（以下「本校」という。）における寄附金の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則（機構規則第45号以下「寄附金取扱規則」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構間接経費取扱規則（機構規則第132号）（以下「間接経費取扱規則」という。）その他法令に基づく特別の定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において寄附金とは、本校（教職員が職務上受入れた寄附金を含む。）における奨学、教育、研究及び管理運営に係る業務を支援することを目的する寄附金をいう。

(寄附の申込み)

第3条 寄附金の申込みは、寄附金申込書（別紙第1号様式）によるものとする。

(受入れの手続き)

第4条 校長は、寄附金の受入れを決定しようとするときは、必要に応じて企画運営会議の意見を聴取するものとする。

2 校長は、前項により受入れを決定した場合を除き、企画運営会議に受入れの報告をするものとする。

3 校長は、寄附金の受入れを決定したときは、寄附金受入通知書（別紙第2号様式）により寄附申出者に通知するとともに、その旨を出納命令役に通知するものとする。

(寄附金の納入)

第5条 前条第2項の受入承認の決定通知を受けた出納命令役は、速やかに納入の手続きをとるものとする。

2 間接経費は、間接経費取扱規則の定めるところとし、同規則第4条第3項に基づき、校長が定める適用率を別表のとおり定める。

3 校長は、寄附金を受け入れたときは、寄附者に対し受領書（別紙第3号様式）を送付するものとする。

(寄附金の使途変更)

第6条 寄附金取扱規則第10条各号の規定により当該寄附金の使途変更等をしようとする場合においては、寄附金使途変更・移換伺（別紙第4号様式）により校長の承認を得るものとする。

(事務処理)

第7条 寄附金に関する事務は、総務課において処理するものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、寄附金に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年12月21日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に、独立行政法人国立高等専門学校機構長岡工業高等専門学校の組織及び運営に関する規則附則第3項の規定を適用して受け入れた寄附金は、この規程の相当規定によりなされた寄附金とみなす。

附 則（平成21年2月16日）

この規程は、平成21年2月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年7月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月15日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年7月30日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から適用する。

別表（第5条第2項関係）

区 分		算定基準額	適用率
研究助成目的寄附金（寄附金のうち研究助成金の要綱等により間接経費又は一般経費に関する定めのあるものを除く。）	100万円未満	受入金額	110分の10 千円未満切上